

和 7 年第 8 回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 2 時 0 0 分

我孫子市手賀沼親水広場水の館 3 階研修室

2. 委員の現在数

1 0 名

3. 出 席 委 員

1 番 中 野 栄

2 番 根 本 博

3 番 三 須 清 一

4 番 正 木 善 昭

5 番 大 井 栄 一

6 番 森 茂

7 番 森 田 修

8 番 川 村 泉 治

9 番 大 炊 三枝子

1 0 番 染 谷 智 毅

4. 出席農地利用最適化推進委員

香 取 典 男

田 口 忠

小 池 長 男

長 島 操

森 田 圭 一

5. 欠席農地利用最適化推進委員

相 馬 英 里

花 島 啓 介

6. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次 長 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第4号 買受適格証明願について

議案第5号 非農地判断について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続による権利移動）について

三須清一会長 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

改めまして皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、総会へのご出席ご苦労様です。

また7月の農地パトロールにおいては、暑い中ご参加いただき大変ご苦労様でした。

ただいまから令和7年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

8番 川村 泉治委員

9番 大炊 三枝子委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」3件、議案第2号「農地法第5条について」3件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）3件、議案第4号「買受適格証明願について」1件、議案第5号「非農地判断について」2件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、農地法第 3 条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 7 年 8 月 7 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料も 1 ページからとなります。

議案第 1 号、整理番号 1 番の申請地は、〇〇〇地先の畑 1 筆、面積は 1,070 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約 1,000 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 5 ページをご覧ください

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

農業経営を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 1 号、整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 0.49 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、妻が 80 日、子が 50 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号、整理番号 1 番「農地法第 3 条について」質疑

に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は2ページからとなります。

議案第1号、整理番号2番の申請地は、〇〇〇地先の畑1筆、面積は3,114平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約950メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の5ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

農業経営を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 1 号、整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 0.49 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、妻が 80 日、子が 50 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号、整理番号 2 番「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 2 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第 1 号、整理番号 3 番「農地法第 3 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 13 ページからとなります。

議案第 1 号、整理番号 3 番の申請地は、〇〇字〇〇地先の田 1 筆、畑 1 筆、〇〇字〇地先の畑 4 筆、〇〇字〇〇地先の畑 1 筆、合計面積は 3,939 平方メートルの所有権の持分を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の東側約 1,100 メートルと 1,500 メートルと〇〇〇〇の南西側約 150 メートルと、〇〇〇から東南側約 300 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 16 ページ、19 ページと 21 ページをご覧ください。

受人は〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

お互いに単独名義にするため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 1 号、整理番号 3 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受入立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約 0.47 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 100 日、妻も 100 日です。

耕運機を所有しています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号、整理番号 3 番「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 3 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 5 条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 7 年 8 月 7 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 25 ページからとなります。

議案第 2 号、整理番号 1 番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 5 筆、合計面積は 773 平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

転用目的は、駐車場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 400 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 29 ページをご覧ください。

受人は医療法人社団葵会で、渡人は〇〇〇〇の方です。

計画では、敷地内に 66 台の駐車場を有していますが、施設の利用者と増員した従業員の駐車場が不足するため、隣接地に 20 台分の駐車場を確保するものです。

土地造成については、全面舗装で計画敷地外周に土留のない箇所は重量ブロック等

を設置し、雨水はU字溝を配置し排水します。

事業に係る経費は建設工事費として〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受入及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、全面舗装で計画敷地外周に土留のない箇所は、重量ブロック等を設置し、雨水はU字溝を設置し排水することで、隣接する農地にも影響がないことを確認してきました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番の「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号、整理番号 1 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号、整理番号 2 番「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 58 ページからとなります。

議案第 2 号、整理番号 2 番の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 862 平方メートルの所有権を移転するもので、太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 260 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 60 ページをご覧ください。

受人は株式会社 ES-MIRAI で、渡人は〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板 172 枚、パワーコンディショナー10 台を設置し、49.5 キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、令和 7 年 6 月 26 日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後、意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は、土地代を含めて〇円で全額自己資金で賄う計画で、金融機関の

預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地での現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号、整理番号3番「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は82ページからとなります。

議案第2号、整理番号3番の「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は757平方メートルの所有権の移転をするもので、太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約250メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の84ページをご覧ください。

受入は株式会社ES-MIRAIで、渡人は〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板132枚、パワーコンディショナー9台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、令和7年6月26日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後、意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は 20 年固定で 1 キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 2 号、整理番号 3 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号、整理番号 3 番「農地法第 5 条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年8月7日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は104ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、3件です。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は3,146平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積でにんじん〇円相当額物納です。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田3筆、合計面積は6,039平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇キログラムです。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は2,237平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は５年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第２調査会長から議案第３号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第３号について、調査結果を報告します。

整理番号１番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約１.３８ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間３２０日、妻も３２０日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号２番の受人の経営耕地面積は、借受地を含む約１０.２３ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間２００日、父も２００日、母が１００日、姉２人も１００日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号３番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約１.８６ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ２６人の年間平均日数は約１８３日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第２調査会では受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項２号、３号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

続いて、議案第４号「買受適格証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書５ページをお開きください。

議案第４号、農地の公売の参加に係る買受適格証明願について、下記のとおり買受適格証明願があったので、この会の意見を求める。

提出日 令和７年８月７日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は１０８ページからとなります。

一般に不動産の公売は、最高価買受申出人が競落しますが、農地の公売は、その者が農地法の規定による権利移動の許可を受けなければ所有権を取得できないことから、公売の進行を円滑にするため、買受けの申出ができる者は、買受適格証明書を有している者に限定するものです。

今回の申請は農地として使用するためで、農地法第３条の耕作目的となりますので、審査は、農地法第３条の審査基準により行います。

本件の公売行政庁名は「東京国税局」で、入札期間は、令和７年〇月〇日から令和７年〇月〇日までです。

買受目的は、「農地法３条の耕作目的」で、買受けようとする農地の所在は、〇〇字

事務局からは以上です。

これより、議案第４号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」は、買受適格であることを証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号については、原案どおり買受適格者証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 5 号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和 7 年 8 月 7 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

議案資料は 114 ページとなります。

議案第 5 号、整理番号 1 番「非農地判断について」説明いたします。

位置図は、議案資料の 115 ページになります。

申請地は、〇〇〇字〇〇地先の登記地目田、現況地目その他 3 筆、合計面積は 115 平方メートルです。

平成 16 年に相続した当時から道路として利用され、現在も道路として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 5 号、整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で申請者及び代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、平成 16 年に相続した当時から道路として利用され、現在も道路として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第2調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で「非農地」との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号、整理番号1番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり非農地として判断することにしました。

引き続き、議案第5号、整理番号2番「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案資料は119ページとなります。

議案第5号、整理番号2番「非農地判断について」説明いたします。

位置図は、議案資料の120ページになります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地1筆、合計面積は171平方メートルです。

航空写真で確認したところ、平成16年10月当時から宅地と車庫として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」

について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第5号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、航空写真で確認したところ、平成16年10月当時から宅地と車庫として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第2調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号、整理番号2番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

はい。中野栄委員。

中野栄委員 すみません。ちょっとお聞きします。

ここ、もともと家が建っていると思うのですが違反建築なんですか。

三須清一会長 事務局、わかりますか。

事務局 今回の申請地は、家が建っているところではありません。

申請地は、その隣の土地で庭と車庫に活用されているところであります。

ですから、非農地と判断していただく土地は、家が建っているところではなく、隣の土地です。

中野栄委員 そうでしたか。わかりました。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号、整理番号2番については原案どおり非農地として判断することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は、貸店舗、共同住宅です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。

届出事由は、公衆用道路が1件、宅地が1件、住宅が2件、宅地分譲が2件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、6件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。